第七十一条	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第七十四条見出し	処理	土地の形質の変更
第七十六条見出し	処理受託者	土壌使用者

（立入検査の身分証明書）

第七十七条　法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第三十一のとおりとする。

（権限の委任）

第七十八条　法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、当該権限は、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

別表第一（第三条第二項及び第八条第一項関係）

特定有害物質の種類	分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）
四塩化炭素	ジクロロメタン
一・一―ジクロロエチレン	クロロエチレン
一・二―ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
一・一・一―トリクロロエタン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン
一・一・二―トリクロロエタン	クロロエチレン、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン

別表第二（第七条第一項関係）

特定有害物質の種類	地下水基準
（略）	（略）
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
（略）	（略）

（立入検査の身分証明書）

第七十七条　法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

（権限の委任）

第七十八条　法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第五十四条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

（新規）

別表第一（第七条第一項関係）

特定有害物質の種類	地下水基準
（略）	（略）
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
（略）	（略）